

令和元年

赤平市議会第2回定例会会議録（第3日）

6月26日（水曜日）午前10時00分 開議  
午後0時02分 閉会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 令和元年度所信表明演説及び教育  
行政執行方針に対する一般質問  
5. 鈴木明広 議員  
日程第 4 議案第 8号 赤平市森林環境  
譲与税基金条例の制定についての  
委員長報告  
日程第 5 議案第 9号 赤平市災害弔慰  
金の支給等に関する条例の一部改  
正についての委員長報告  
日程第 6 議案第 10号 赤平市家庭的保  
育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正につ  
いての委員長報告  
日程第 7 議案第 11号 赤平市放課後児  
童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部改  
正についての委員長報告  
日程第 8 議案第 12号 赤平市国民健康  
保険条例の一部改正についての委  
員長報告  
日程第 9 議案第 13号 赤平市介護保険  
条例の一部改正についての委員長  
報告  
日程第10 議案第 14号 消費税率及び地  
方消費税率の引上げに伴う関係条  
例の整備に関する条例の制定につ  
いての委員長報告  
日程第11 議案第 16号 令和元年度赤平

- 市一般会計補正予算の委員長報告  
日程第12 議案第 17号 令和元年度赤平  
市国民健康保険特別会計補正予算  
の委員長報告  
日程第13 議案第 18号 令和元年度赤平  
市霊園特別会計補正予算の委員長  
報告  
日程第14 議案第 19号 令和元年度赤平  
市介護保険特別会計補正予算の委  
員長報告  
日程第15 議案第 20号 令和元年度赤平  
市水道事業会計補正予算の委員長  
報告  
日程第16 議案第 21号 令和元年度赤平  
市病院事業会計補正予算の委員長  
報告  
日程第17 議案第 22号 副市長の選任に  
つき同意を求めることについて  
日程第18 議案第 23号 監査委員の選任  
につき同意を求めることについて  
日程第19 議案第 24号 人権擁護委員の  
推薦について  
日程第20 意見書案第1号 新たな過疎対策  
法の制定に関する意見書  
日程第21 意見書案第2号 「労働者協同組  
合法案」の早期制定を求める意見  
書  
日程第22 意見書案第3号 信頼される政府  
統計を目指してさらなる統計改革  
を求める意見書  
日程第23 意見書案第4号 高齢に伴う難聴

- 者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書
- 日程第 2 4 意見書案第 5 号 2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 5 意見書案第 6 号 2019 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 2 6 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第 2 7 閉会中継続審査の議決について

#### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 令和元年度所信表明演説及び教育行政執行方針に対する一般質問
- 日程第 4 議案第 8 号 赤平市森林環境譲与税基金条例の制定についての委員長報告
- 日程第 5 議案第 9 号 赤平市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 10 号 赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 7 議案第 11 号 赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 8 議案第 12 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 9 議案第 13 号 赤平市介護保険条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 10 議案第 14 号 消費税率及び地

- 方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 1 1 議案第 16 号 令和元年度赤平市一般会計補正予算の委員長報告
- 日程第 1 2 議案第 17 号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算の委員長報告
- 日程第 1 3 議案第 18 号 令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算の委員長報告
- 日程第 1 4 議案第 19 号 令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算の委員長報告
- 日程第 1 5 議案第 20 号 令和元年度赤平市水道事業会計補正予算の委員長報告
- 日程第 1 6 議案第 21 号 令和元年度赤平市病院事業会計補正予算の委員長報告
- 日程第 1 7 議案第 22 号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 8 議案第 23 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 9 議案第 24 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 2 0 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第 2 1 意見書案第 2 号 「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書
- 日程第 2 2 意見書案第 3 号 信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書
- 日程第 2 3 意見書案第 4 号 高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書
- 日程第 2 4 意見書案第 5 号 2020 年度地

方財政の充実・強化を求める意見書

日程第25 意見書案第6号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

日程第26 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

日程第27 閉会中継続審査の議決について

順序	議席番号	氏名	件名
5	4	鈴木 明広	1. 所信表明について 2. 教育行政執行方針について

○出席議員 10名

- 1番 竹村 恵一 君
- 2番 安藤 繁 君
- 3番 木村 恵 君
- 4番 鈴木 明広 君
- 5番 五十嵐 美知 君
- 6番 北市 勲 君
- 7番 御家瀬 遵 君
- 8番 伊藤 新一 君
- 9番 東 成一 君
- 10番 若山 武信 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 畠山 渉 君
- 教育委員会教育長 多田 豊 君
- 監査委員 早坂 忠一 君
- 選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉 君
- 農業委員会会長 中村 英昭 君
- 副市長 伊藤 嘉悦 君

- 総務課長 熊谷 敦 君
- 企画課長 林 伸樹 君
- 財政課長 尾堂 裕之 君
- 税務課長 田村 裕明 君
- 市民生活課長 町田 秀一 君
- 社会福祉課長 野呂 道洋 君
- 介護健康推進課長 千葉 睦 君
- 商工労政観光課長 磯貝 直輝 君
- 農政課長 若狭 正 君
- 建設課長 高橋 雅明 君
- 上下水道課長 亀谷 貞行 君
- 会計管理者 あかびら市立病院事務長 蒲原 英二 君
- 永川 郁郎 君

- 
- 教育 学校教育委員会 課長 大橋 一 君
  - 社会教育課長 伊藤 寿雄 君

- 
- 監査事務局長 中西 智彦 君

- 
- 選挙管理委員会事務局長 梶 哲也 君

- 
- 農業委員会事務局長 若狭 正 君

○本会議事務従事者

- 議会事務局長 井波 雅彦 君
- 総務議事係長 安原 敬二 君
- 総務議事担当主査 笹木 芳恵 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番五十嵐議員、6番北市議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第2号ですが、市長から送付を受けた事件は、3件であります。

委員長から送付を受けた事件は、13件であります。

議員から送付を受けた事件は、6件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 昨日に引き続き令和元年度所信表明演説及び教育行政執行方針に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序5、1、所信表明について、2、教育行政執行方針について、議席番号4番、鈴木議員。

○4番(鈴木明広君) [登壇] 通告に基づきまして、議席番号4番、鈴木明広、質問に入らせていただきます。ご回答のほうよろしく願いいたします。

昨日から同僚議員でも同じ質問が入っているところがあるので、ところどころ割愛しながらやっ

きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、1番、件名1、所信表明で、項目1、炭鉱遺産の日本遺産認定についてで、1番と2番割愛して、3番目から入らせていただきます。まず、当市でのイベント等の開催について、赤平市はどのように支出をするかお考えを伺いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(若山武信君) 市長。

○市長(畠山渉君) イベントやシンポジウムの開催につきましてでございますけれども、あくまで炭鉄港推進協議会で行うものであれば、普及啓発事業といたしまして日本遺産魅力発信推進事業に該当になりますと10分の10という補助金となりますので、市の支出は発生しないということになります。また、団体等の単独でのイベント事業等になりますと、補助金の該当にはなっていないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長(若山武信君) 鈴木議員。

○4番(鈴木明広君) [登壇] ありがとうございます。再質問ですけれども、単独の団体、単独でのイベントの事業は該当とならないということだったのですけれども、次のケース、2つ考えられるのですけれども、1番目として赤平市と開催をしたいという団体がジョイントイベントを開催する場合、もう一つは赤平市のイベントを後援する場合について、この場合についてはどういうふうになるかお伺いしたい。

○議長(若山武信君) 市長。

○市長(畠山渉君) 日本遺産におきます各種補助金の活用につきましては、炭鉄港推進協議会の事業として行うものであれば該当になってくるのではないかとこのふうにご考慮しております。

以上です。

○議長(若山武信君) 鈴木議員、手を挙げてから発言してください。

○4番(鈴木明広君) 済みません。

○議長(若山武信君) よろしいです。

○4番（鈴木明広君） では、もう一回。

○議長（若山武信君） どうぞ。

○4番（鈴木明広君） 〔登壇〕 これから多分こういうイベントの催しをしたいというところが出てくると思うのですが、そのときは事前に通告お願いいたしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。要旨4番、日本遺産認定は観光振興にどのように寄与できるかというところで、いろいろ炭鉄港について調べてきたのですが、話が壮大であって、しかもエリアが非常に大きいので、空知管内では観光インフラが整備されているのはほとんど夕張なのです。そうすると、夕張に入り込み観光客が集中してしまい、夕張がひとり勝ちになるのではないかと予想しております。いろいろ調べてまいりまして、東洋経済のオンラインでオックスフォード大学で日本学を専攻し、世界でも1番か2番の規模のゴールドマン・サックスという会社があるのですが、日本で著名なアナリストとして有名なデービッド・アトキンソン氏が日本遺産についてこういうふうにご寄稿しております。ちなみに、彼は日本遺産審査委員会の委員を当初から務めているので、もしかすると炭鉄港を選んだ方かもしれません。それは、ちょっとわかりませんが、彼は、日本遺産が認定されても観光振興につながらない理由を3点ほど挙げているのですが、それちょっと端的にまとめてきてあるので、3つほど述べます。まず、業者と行政が悪いと思いますということ言っています。構成文化財は、ほとんど整備されることがありませんでした。薄っぺらいパンフレットでさえつくっているところは一部で、ほとんどの場合は訪れると何の整備、解説もされていない。第2点は、とんでもないお金をかけてつくった動画や集客につながらないことがほぼ確実なSNS、誰も見ないホームページ、その中で自慢しているのはNHKで紹介されたことなどで、本当にお粗末ですという感想を述べています。各日本遺産のホームページを検索してもらえばわかりますが、情報はほとんどなく、写真が数枚、説明

が数行だけというところも少なくありません。ウィキペディアのほうがよっぽど充実していますと。第3点目には、私これが一番赤平市に関係していると思うのです。日本遺産に認定されてもその観光地は認定される前と何も変わっていないことが多いですと述べています。そして、ただ単に極めて高価な動画と全く意味のないホームページ、シンポジウムなどが無駄につくられるだけです。情報発信を得意とする広告代理店などがもうけただけですと、こういうふうにご述べております。彼は、先ほど述べましたけれども、日本遺産審査委員会で何度も何度も整備してから情報発信しなさいと、そういうふうにご訴えてきたのですが、結局ことしも大半の予算はきのうからの質問で出ているように情報発信のために使われることだけが多いということになっております。日本遺産の当事者の指摘を読むと、私はうんと考え込んでしまいます、やっぱり。暗たんたる気持ちになってしまいます。彼は情報発信、イベントをすれば客がすぐ来るだろうという考えを昭和マインドというふうにご言っております。一刀両断されております。情報発信の前にインフラ整備がなされなければ魅力はないということをご述べていて、私は赤平にとっては絶望的な指摘だと思います。この件について市長さんのご見解を伺いたしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 日本遺産の認定につきましては、炭鉱遺産などの文化財を使った炭鉄港ストーリーでございます。8市4町の地域活性化策が評価されたというものでございまして、既存の文化財の価値づけですとか保存のための新たな規制を図るということをご目的としたものではございまして、地域に点在する遺産を複数面として活用いたしまして、発信することで地域活性化を図るということをご目的としているものでございます。赤平市といたしましては、炭鉱遺産の価値や歴史、また文化財としての存在について広く知っていただき、市民にとりましては歴史の保存、継承、市外の方につきましては赤平市の魅力をPRする施設といたしまして、交流人

口の増加ですとか経済効果など直接的、あるいはまた間接的な波及効果をもたらすというものでございます。炭鉱遺産ガイダンス施設につきましては、昨年7月にオープンいたしましたけれども、今年度6月には1万人を超えるという来場者があったところでございますが、5月20日、日本遺産の認定後には来場者についても2割ほどふえているという状況にありますことから、観光振興にも一定程度寄与しているものというふうに考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕今の答弁によりますと、地域に点在する遺産を結びつけると線になるといきなり言っているのですけれども、私の幾何学的な発想だと線にならないと面にはならないと思うのですけれども、そこはいいとして、ただ一人でも多く赤平市にお越しになって、観光にも少しでも寄与されることについては私は非常に光栄ではあると思っております。

次の質問に移らせていただきます。登録文化財の認定というのと市民の理解ということでちょっと質問したいと思います。当市は、住友の立坑やぐらの登録有形文化財認定を目指しているのですけれども、先日ガイダンスに在籍している学芸員の井上氏にヒアリングをしましたところ、その方向で調査研究を進めているというお話でした。さらに、文化庁の担当の方が、きのうもお話に出たのですけれども、現物を下見に来て、肯定的な反応をしたそうですから、この計画はかなり煮詰まっていると私は思います。この経緯について赤平市民の皆さんにきちっと情報公開並びに周知はなされているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君）登録有形文化財の登録につきましては、教育行政執行方針におきまして国の登録有形文化財、これの登録を目指すということとなっております。学芸員として、文化財にかかわる赤平市の担当職員でございますが、登録有形文化財等としての価値を立証するべく調査研究を行っている

ところでございます。国宝ですとか重要文化財など国や自治体が指定するという文化財保護の制度とはまた別に、所有者がみずから申請することで登録されるという文化財の制度にのっかって定められました有形の文化財でございます。決してすぐに費用を必要とされるというものではないというふうに認識してございます。この経緯につきましては赤平市民の皆様方へきちんと情報公開並びに周知はされているのかということでございますけれども、費用はかからないということもあわせて、文化財としての価値を高めるというものでございますので、重要文化財指定へのステップということにはならないという判断から、周知はしていないというところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕私は、正直申し上げますと周知したほうがいいと思うのです。なぜかという、最初の登録のときのお金というのはかからないような話なのですけれども、登録後のことを考えますと、例えば文化庁でも今非常に懸念しておるのは登録有形文化財がそのまま放置されて、なし崩し的に廃止されたり、いつの間にか保存ができなくなってしまう懸案が多くて、非常に憂慮しているということを知りました、まず。それであと、例えば立坑やぐらをそのままにしておいていいのかという話が必ず出てくると思うのです。登録有形文化財にしたのだから、やはり保存は必要だろうという話になると、その後どういうふうになるか。そうすると、登録有形文化財建造修理等事業費国庫補助要綱というのがあって、そうすると例えば直したいというふうな場合には設計監理費の2分の1国が補助したり、あと地方公共団体が行う地域活性化事業に係る費用の2分の1を国が補助します。あとは、相続財産評価額で相続税が10分の3で、固定資産税は家屋の固定資産税を2分の1に減額とあって、多分過疎だとそれより減額されると思うのですけれども、お金はかかるようになる議論が進展すると懸念しておるので、そこのところをお伺いしたいと思

ます。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今登録有形文化財のご指摘にございましたさまざまな補助金でございます。当然その補助金を活用するということには市の持ち出し分といいますか、市の負担分も当然発生してくると。ただ、この補助金を活用するのかどうかということとは登録有形文化財に登録された場合に国のほうから登録をしたのだからこの補助金を使って何かをしなさいというような指示は恐らくないというふうに考えております。ただ、重要文化財になるとこれはまた話が違ってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 いやいや、私が懸念しているのは、一旦登録有形文化財に登録されたらそのまま放置はまずいだろうというふうな意見が一部の市民の方々から上がった場合にやはりそういうふうな問題が、財政支出の問題がまた出てくるだろうということなので、そこを後ほどまた確認していきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。6番です。登録文化財認定は重要文化財認定の布石となる懸念があるので、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。学芸員の井上氏の説明によると、登録文化財認定のネームバリュー、いわゆる文化庁からのお墨つきのランクは既に認定を受けています北海道遺産と比較すればかなりまさるということです。また、井上氏は立坑やぐらの永久的な保存のためには重要文化財指定が必要、いわば手段となるような考えを持っていました。そうすると、登録文化財に登録したいという既成事実がやがて重要文化財指定へのステップになるのではないかと懸念があります。市長のご見解をお願いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先ほども申し上げましたけれども、学芸員として、文化財にかかわる赤平市の担

当職員でございますが、その文化財の価値を立証するべく重要文化財の指定についても調査研究を行うものでございます。しかしながら、重要文化財に指定された場合には改修の指示などによりまして多額の事業費がかかるということは明らかでございます。ですので、私は決して登録有形文化財の認定が重要文化財へのステップというふうには考えてございません。しかしながら、調査研究を行いまして、文化財の価値、これらを学芸員など担当の職員が立証するということは仕事といたしまして必要であるというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 ステップはしないという現時点では明快なお答えなのですが、私にはやっぱり当地に来てから一番もやもやとしている問題で、なかなか火が消えない問題であると思うので、また次の質問と関連しているので、次の質問に参ります。

7番目は、炭鉱遺産活用の問題にいわば終止符を打つためには、私は再検討委員会が必要ではないかという観点から質問したいと思います。菊島前市長の拡張主義路線の象徴とも言える炭鉱遺産整備計画に終止符を打つためには、私は炭鉱遺産活用を今まで行け行けどんどんという前のめりな姿勢で推進してきた以前の協議会の判断を総括しなければならないと思うのです。そのためにはこれから中立の立場の識者と専門家から成る再検討委員会を立ち上げるのが一番よいではないかと思っております。委員会は、例えば赤平市が炭鉱遺産活用から撤退すべきかや観光による経済的な効果等を図り、出される答申をもとにして今後の決断を下すのが現世代の責任であると思っております。私は、将来の世代に立坑やぐらの重要文化財指定のための修繕や維持管理費用のツケを回すのは言語道断であると思っております。市長は、将来の赤平市民に負の遺産を相続させることを避けるためにこの問題をもやは先送りせずに、市長がみずから在任中に解体時期を決定するか、もしくは

は次世代にその判断は委ねるが、解体費用は基金としてきちんと準備しておく、そのような不退転の結論を市民に示す責任があると私は思います。お考えを伺いたい。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 炭鉱遺産に関する再検討委員会の設置と立坑やぐら等の解体費用としての基金の準備についてでございますけれども、立坑とその周辺を含めました炭鉱遺産につきましては、学芸員などの職員が事務分掌の規定に基づき重要文化財等としての価値を立証すべく調査研究、文化庁などへの報告、または連絡などの事務を取り扱っているところでございます。そして、将来的には重要文化財等としての価値がある、またはあるいは価値がないといった文化庁等の判断があるものと考えております。先ほどは、文化庁等からの価値があるという内諾があった場合でも多額の事業費がかかるということから、現時点では住民の理解と合意は得られないというふうに思いますので、重要文化財指定申請書の提出は難しいというふうに申し上げたところでございます。また、価値がないという文化庁の判断の場合には、炭鉱遺産活用基本構想の整備の基本方針にございましており10年後に目指すべき姿を具体化するためスタートから5年間の成果と反省を検証し、6年目以降に新たな整備方針を検討してまいりますというふうになってございます。したがって、5年ごとの成果と反省の検証の中で保存方法における将来的な対処方法の財源についても検証されるものと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 私の質問に真正面から答えていない。何か歯切れが悪いので、私は今の答弁を聞いてこういうふうに解釈したのですけれども、学芸員は重要文化財等とあるのですけれども、等としての価値を立証すべく研究調査をして、文化庁などへも報告をすると。連絡事務を取り扱うと。重要文化財の価値があるか否かは、文化庁の判断に任せると。また、価値がないと文化庁が判断し

た場合は炭鉱遺産活用基本構想でスタートから5年の成果と反省を検証し、6年目以降の整備方針を検証するとお答えいただいたのですけれども、これでは文化庁が当市は価値あるなしの判断を打診していないにもかかわらず、能動的に価値があるからやれ、やれと動くような印象を受けます。お役所というのは、申請主義が基本なので、特に官庁ですから、そうするとあり得るのかなと思ってしまう。普通はあり得ないと思います。また、市長は住民との合意は難しいから、重要文化財指定申請書の提出は難しいとブレーキをかけているのですけれども、一方で学芸員には重要文化財指定のための研究を容認していて、アクセルを吹かしているように多分市民は受け取るのではないかと思うのです。そここのところ矛盾を感じるので、認識を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 炭鉱遺産に関する文化庁とのやりとりについて申請があったのかないのかと。申請もないのに文化庁のほうが勝手に進めているといますか、そういうようなイメージを持たれているのではないのかなというふうに今のご質問の中から受け取れたと思うのですけれども、文化庁への事務手続でございましてけれども、赤平市のほうから、学芸員の担当職員のほうから文化庁のほうへそれぞれ連絡、報告等もしております。それは、申請に基づくものというものではなくて、やりとりをやっていくというふうに思っております。ただ、この後、やりとりずっと、1年とか2年とかでは恐らくは決着はつかないと思うのですけれども、例えば聞いているところ、予測ですけれども、5年とか10年とかという中で、7年ということもあるのかもしれないのですけれども、その期間の中にやりとりをしていく段階であるとき認めていただける、認めますというような内諾、あるいはまた認められませんかという結論といいますか、内諾といいますか、そういった決着がつくというふうに思っています。ただ、例えば重要文化財に認めてあげますけれどもというふうに来たときには、認めてあげますけれども、ところ

で赤平市としては申請書を出しますかという内諾があると思います。そのときには市民の皆様方に、事業費等も含めてですけれども、これまでの基本構想の中では金額的にも8億8,000万ということは申し上げてきていたかと思うのですけれども、今後どういふうにその金額が変動してくるかもわかりませんが、そのときにはまた改めて市民の皆様方に情報公開をしてみたいというふうに考えております。これまでの市民への説明会の中では、そういった財政負担の部分についてご心配おかけしているのですけれども、恐らくは今の段階では多額の事業費がかかるので、市民の了解は得られないというふうに私先ほども申し上げましたけれども、そういうふうに思っております。ただ、将来的には果たしてどういふうになるのかというのは、将来のことは誰もわかりませんので、ひょっとするとそのときに市民の皆様方の中で多くの市民の方が炭鉱遺産についてこれは重要文化財の申請書を出すべきだという判断をするかもしれない。将来的なことですので、誰もわかりませんから、私はその辺のところも含めて情報公開もしながら、市民の皆様方のご判断を仰ぎたいというふうに考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕非常にバランス感覚にすぐれた答弁だと思います。私としては、市長さんにはずっと慎重姿勢をキープし続けてほしいと願っております。また、私自身は体を張ってやめたいと思います。

次の質問に参ります。ちょっと時間の関係で観光についての1番省いて、2番からにさせていただきます。質問の2番、AKABIRAベースの、きのうから同僚議員が出ているのですけれども、費用対効果についてのところで、重なる部分があるのですけれども、私の論点ちょっと違うところがあるので、お尋ねしたいと思います。AKABIRAベースは、町なか商店街に流入人口を促す目的でつくられたが、その費用対効果について何うと。よろしく願いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） AKABIRAベースの流入人口につきましてですが、平成27年6月28日のオープンでございます。しごと・ひと・まち創生総合戦略で掲げましたKPI数値、これを、5年間で15万人という目標でございましたけれども、平成30年度で達成いたしております、5月末現在で16万7,000人の来場者があったとなっております。2年間の実証実験を経て平成29年からリニューアルを行いまして、赤平野菜販売を充実させ、さらなる特産品のPRに努めまして、流入人口増につながり、平成28年度上半期の空知管内の観光客数が軒並み減るという中で、赤平市が13.1%の増加となりまして、管内で一番の伸び率となったところでございます。費用対効果につきましては、平成30年度実績で赤平市補助金約965万円で運営しております、市内にどれぐらいの波及効果があったかという検証はできてございませんけれども、AKABIRAベースでの特産品、またほかの売り上げで約740万円ということも出品している市内飲食店の皆様方ですとか企業の皆様方、効果があったというふうに言えると考えております。

商店街への流入人口につきましては、なかなか数値化することが難しいと、商店街への流入調査を兼ねたイベントのアンケートでございますけれども、377人の参加者中、市内が172名、市外からは205人が流入しておりますけれども、流入率を算出するまでには至っていないというところでございます。PR効果といたしましては、平成30年度にホームページを立ち上げまして、幅広く周知しているほか、観光雑誌ですとかSNSというところでも発信してございまして、ご来場いただいた皆様方に赤平市の情報を知っていただくことができまして、観光案内スポットとしての効果も活用されておりますことから、一定の効果はあるというふうに認識してございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕確かに観光誘客

のためにいろいろ情報発信をしてきたというのは認めて、部署の方、商工観光の方も一生懸命尽力されてきたということはわかるのですが、効果として、結局今の答弁だと流入人口を示すデータはなくて、1度きりのアンケートだとそのデータの信頼性というのはほとんど私から言うとゼロに等しいのだと思います。効果は明示させることはできないが、一定程度何らかの影響を与えたというのは、僕は非常に苦しい答弁だと思います。北海道の道庁の観光目標というのは稼ぐ観光なのです。稼ぐためにはどういうことをするかというと、民間企業なら大ざっぱで井勘定で予算は計上してくれません。はじかれます。無駄な施設は、リストラ候補になるのはまず避けられません。となると、AKABIRAベースが収益が上がる施設ではなく、情報発信という大義名分の上で運営がなされているにしても、そろそろ総括する時期だと思います。そして、観光案内施設の集中と選択がなされるべきだと私は思います。赤平市内においてAKABIRAベースはアンテナショップの役割があるという意見も聞いたことがあるのですが、アンテナショップというのは本来東京の有楽町とか、そういう遠隔地にあるのがアンテナであり、現在の場所では単なる同一地区内の中継基地にすぎないと私は思います。そうすると、効果は限定的で、税金の浪費であると思いますので、私はそのAKABIRAベースをガイダンス施設に機能を移設して、恐らくそれでも流入人口は余り変化がないと推測されるので、早期の撤退が望ましいと思います。

次の質問に移らせていただきます。項目3の地域交通なのですが、根室線の問題についてもきのうから同僚議員が重なっているのですが、質問の仕方を変えて、深化させて、深い観点からちょっと質問してみたいと思います。新聞ベースですと2億円の補助金を根室本線の4都市が分担していくということまで出ていたのですが、アクションプランで根室本線対策協議会並びに赤平市独自の取り組みに期待すると同時に、私はですよ。マスコミが報

道しない赤字の裏側にある真実を私は市民と共有して、いわゆる理論武装していくことも大切だと思います。例えばJR北海道の赤字、廃線問題を詳しく調べていきますと、識者の分析によりますと、まず1番目としては、これよく言われるのですが、国鉄改革後のJR北海道への安定運用基金6,822億円の運用益利回りが7.3%というふうになっていて、現在の低金利とはかけ離れ過ぎていると。2番目は、JR北は毎年498億ほどの運用益が必要だと言われているのですが、運用益の減少の影響で鉄道の高速化が維持できない、サービスができない。これは、私はJR北の経営能力がないということにはならないと思います。この問題の専門家である日本総研の藻谷浩介氏によると、道路管理のコストと比較しておるのですが、JR北の路線維持というのは年間314億円かかります。鉄道の維持は1メートル当たり1万2,000円です。道路は、高速道路は料金取っているのですが、除きますけれども、1万7,000円、パー1メートル当たり。そうすると、道路維持のほうが40%ほど高いのです。意外と知られていない数字なのです。今度2番目で、道路費用を予算ベースで見ると、北海道の道路を維持するのに3,000億を超えている。ということは、JRの10倍ぐらいの維持管理がかかるけれども、道路は聖域になっているので、道路のコストのことでどのぐらい、費用対効果なんていうのは全然考えることがないのです。でも、道路負担費用は北海道開発局が約1,800億円、道が1,100億円の負担になっていると。また、ある識者の本を読んだら先進国では鉄道は今や復権が潮流となっていると。日本だけはどんどん、どんどん廃止しろと、そういうふうなことが多いということです。廃線やむなしという論調で、どちらかというとJR北海道旅客の部門の悪玉論というのが物すごくやかましく報道される。その部分だけ切り取られているように感じるのです。ある意味で、私はそれをテレビとか新聞で読むと国民が洗脳されているのではないかと思う。そのことを非常に危惧しております。私は、国民の大切な交通インフラを守るのは

国の義務でありますから、根室本線の維持のみならずJR北の13路線を維持するためには、国交省と北海道開発局が中心になってJR北を管轄するべきであると思います。

ちょっと時間がなくなってきたのですけれども、残りの時間が。バス路線の転換はモータリゼーションの関係でバスの運転手が非常に雇いにくくなっているという現状もあります。運転手不足も深刻なので、大型2種免許保有者というのは2001年13万4,000人から2017年には11万1,000人と17%ほど減少しています。しかも、その8割強が50歳以上というふうが高齢化しています。ということは、安易にJRを手放してしまって、公共交通手段の確保はどうなるかといったら、バスの運転手も将来的に確保が難しい。どちらにしてもイバラの道だと。私は、両方残さざるを得ないと思うのです。共存しながらやっていくしかないと思うのです。

JR路線維持という問題は、赤平市1市だけの問題ではなく、鉄道というのは線がつながっていますから、赤平だけこけてしまっても困るのです。赤平市の負担が2年間で幾ら幾らになるという問題というのは、私は大した問題でないと考えています。なぜかという、こういう公共インフラというのは公共財であって、我々の生活にとって不可分のものでありますから、そういうふうな矮小な議論を例えば赤平市内で発生させてしまったら、これがほかの市町村からどう見られるかということと、そして影響を考えると決してよくない。私は、そういうふうな議論が生まれることを利敵行為だと思って、非常に懸念しております。市長さんについて、この考えについてどう思われますか。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今鈴木議員のほうから大胆なご提案も含めてお話ございましたけれども、議員がおっしゃるとおり国が鉄道にける予算というものと道路にける予算、余りにも隔たりがある、これはある講演会で講師の先生も訴えてございましたし、国交省の中で鉄道局だけの問題ではない、道路

局、また都市局まで巻き込みまして、交通体系のあり方ですとか鉄道の将来像について議論すべきというふうに論じられていたかというふうに思っております。

また、バス転換のお話もございましたけれども、おっしゃるとおり今のバス業界、深刻な運転手不足ということでございまして、経営も厳しいと。今後路線の見直しですとか減便等も避けられないという状況であるというふうに伺っておりますし、また仮にバス転換になった場合にこれまでJRが担ってきた物流の面についてはどういうふうになってしまうのかといった懸念もあるところでございます。先ほどの答弁の中では、JR北海道みずからの徹底した経営努力という部分でございますけれども、JR北海道の努力だけではまた改善、解決ができないという問題はたくさんあるのではないのかなというふうに考えてございます。北海道という広大な大地に鉄道ネットワークを張りめぐらせて、それを維持するということになりまして相当なコストがかかるということは当然のことございまして、また人口の減少、過疎化によります利用者の減少、これによりまして悪循環を生むことになるというふうにも感じてございます。いずれにいたしましても、繰り返しの答弁になってしまいますけれども、今後におきましても根室本線対策協議会において連携を一層強化いたしまして、一体となった取り組みを推進し、根室本線の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 ぜひとリーダーシップを発揮して、維持に努めていただきたいと思っております。これで所信表明については終わりたいと思っております。

次、教育行政執行方針について入りたいと思いません。項目1、学力向上について。当市の学力向上については学校で個別学習とあるのですけれども、具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、個別学習についてお答えをいたします。

市内の各学校では、子供たちの学力格差等に対応するために指導方法の工夫、通級指導、退職人材活用の時間講師等道教委より教員の配置を受けて教育活動を展開しております。学級担任や教科担任とこれらの教員と協力し、学習内容によっては子供たちの実態に即して別室や教室の一角を活用し、教員が机間を回る際にきめ細かな個別の指導を行っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 個別という言葉で、机の間を回ると出たのですけれども、いわゆる机間巡視というのは私は個別にはならないと思うのです。個別というのは、塾業界ではマンツーマンか1対2までです。30人の生徒を45分小学校で授業やると1人当たり90秒にすぎないので、これ個人指導とは言えないと思います、私は。だから、それは言葉がおかしくて、保護者の方が誤解する可能性があるので、変更すべきではないかと思うのですけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（多田豊君） 個別学習の指導についてでありますけれども、対象児童生徒の人数についてごく少人数で、時にはTTとかございますけれども、複数の教員による役割分担の中で行われるというふうに思っております。いずれにしても、より丁寧な学習指導を目指す意味で使用している言葉でありますけれども、より適切な表現に整理もしてまいりたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 ぜひ言葉遊びにならないように内容も充実させてほしいと思います。

2番、3番ちょっと省きまして、公設塾についてお伺いしたいと思います。私は、赤平市の子供たちの学力増進には思い切った公設塾の拡充が必要だと

訴えているのですけれども、私的に入手しました情報から当市の中学校卒業生の志望校への学科別入学者数を、全道高校受験生の40%に当たる1万人が受ける民間の道コン模試というところがあるのですけれども、その偏差値を使って、本年度の赤平中学校卒業生の平均偏差値をちょっとはじき出しました。そうすると、大体40ぐらいです。40というのはちょっと位置関係わかりにくいのですけれども、統計的に偏差値60というのが上位16%、40以下が下位16%。ということは、下位16%のところを中心値があると考えていけばよろしいのではないかと思います。そうしますと、私一応教員、教育を長年なりわいとしてきた者としては、これ正直学力崩壊状態と言わざるを得ないと思います。このように学力低迷を長年の間放置してきたこと自体が私は当市の教育委員会の学力についての危機感のなさや厳しい言葉でいうと感覚が麻痺をしているということ如実に物語っていると思います。かつて当市で開かれた住民懇談会の席で私はこのことを質問したことがあるのですけれども、返ってきた答えはよそも悪いからと、おやおやという答えだったのです。

さて、私的には私学習塾で初めて高校受験生を送り出しました。赤平っ子というのは、刺激を与えますと覚醒します。懇切丁寧に時間をかけて指導すると基礎力が固まりやすく、やがて応用問題に挑む気力が湧いてきます。経験則から当市には成績が伸びる可能性のある子が潜在的にはものすごく多いのではないかと感じております。しかし、これはあくまでも保護者の自己負担で自分の子供を通塾させる経済力があることが前提となります。しかし、赤平市の所得の分布を研究しますと、現実には厳しく、本市での低所得世帯の多さを考えれば、自己負担で民間塾を利用することへのハードルは高くなります。家計に余裕のない世帯は、教育費にはお金は回せません。公設塾が昨年度から開設され、登録者数も多く、出席率も中学校では9割と真面目に取り組む姿勢というのは非常に頼もしい限りです。しかし、科目は小学校が国語と算数、中学校は数学のみであり、高

校受験対策で総合力を身につけさせるまでは恐らく至らないと思います。予算は初年度が172万、本年度が316万4,000円と本格的な体制の確立はできていない。民間塾の相場というのは、中学校1、2年生で週2回で2時間ずつですと年30万円、中3になりますと一人頭年50万円はかかります。という何人分か。高校受験5科目に対応できるいわゆる総合学習塾という理想からは非常にほど遠く、子供の将来を考えて、基礎学力を習得するためにはかなり思い切った上で、私の考えですけれども、常勤専任講師が4名で運営する総合学習塾型に拡充しなければ当市の学力の水準は上がることは非常に厳しいと思います。学力低迷解決問題というのは、焦眉の急であり、行政と社会全体が本腰を上げて取り組まなければならない問題だと思っております。子供にとっては教育は一瞬であるのですけれども、永遠であります。私は、決して学力至上主義者ではありません。しかし、人間が培ってきた学力や学歴というのはその人間をはかる社会的な物差しであることは誰も否定する人はいないと思います。その点お考えになって、教育長の考えをぜひ伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、公設学習塾の拡充についてお答えをいたします。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の重点施策として公設塾をやっておりますけれども、先般の教育行政報告の中でも申し上げたところでありますけれども、昨年の公設塾の開設期間は9月から2月までの6カ月間ございました。本年度は、開設期間を5月中旬から明年の2月末までと拡充し、スタートしたところであります。小学生を対象とした子ども塾においては、茂尻児童館28名、豊里児童センター23名、文京児童館40名の児童に登録をいただき、本市の全児童の約30%の児童が通っております。中学生を対象とした交流センターみらいにおける公設学習塾には赤平中学校の全生徒の約18%に当たる28名の生徒が通っております。いずれの会場におきましても子供たちが真剣なまなざしで机に向かってい

る姿、あるいは友達同士で教えながら楽しく学んでいる姿を見ることが出来ます。学校以外での学習習慣の定着が図られ、学力の向上につながるものと期待しているところでございます。

また、昨年度初めて開設した公設学習塾について検証する目的として、本年2月に登録している生徒、またその保護者の方を対象にアンケート調査を実施いたしました。調査の結果、公設学習塾の授業の教科をふやしてほしいというふうに回答する人が約73%おり、現在の数学のみの授業に英語をふやしてほしいという声が一番多かったことから、塾講師と現在調整をしているところであります。教科をふやすことが可能というふうに判断した場合、来年度に向けて予算要求を行い、公設学習塾の拡充を図りたいと思っております。

なお、議員ご提案の塾講師の採用については理解いたしますところですが、公設塾の財源につきましては地方創生基金より拠出していただいております。増額については財政当局との協議が必要でございます。本市の費用負担を抑えた中で最大限の効果を出すことができますよう公設塾の拡充をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 今のお答えですと、本市の費用負担を抑えた上で最大限の効果を出すことができるように云々とあるのですけれども、そんなきれいごとでは成績は上がりません。お金かけないと上がらないです。教育は、国家百年の計とも言われている。長い目で長期投資で頑張らないと成績は上がらないと思います。私は、ここまで低迷させてきたことを真摯に反省して、やはり大人が本気になって取り組んでいるという姿勢を示さないと子供は覚醒しないと思います。そこのところは、発想の転換を図るべきときはもう過ぎているのだけれども、ぜひともしてほしいと思います。

次の問題に移ります。ちょっと省きまして、項目3の教員の働き改革についてお尋ねしたいと思います

す。冒頭、折しも6月2日にOECD、経済協力開発機構が2018年に実施しました国際教員指導環境調査、TALISというのですけれども、結果がマスコミで報道されました。参加加盟国というのは、欧米を中心として中学校は48カ国、小学校は15カ国でした。結果については、中学校教員の1週間の仕事時間は日本は56時間で、前回2013年の統計のときよりも2.1時間ふえています。部活の課外授業は7.5時間で、事務業務は5.6時間はいずれも参加国で最長でありました。小学校の教員は仕事時間が54.4時間、1週間です。事務業務5.2時間を加え、授業準備は8.6時間、授業準備がこれ参加国の最低だったということです。授業内容については、明らかな解決法が存在しない課題を提示するという項目を頻繁に指導しているのは中学校では16.1%、小学校では15.2%で、参加国中最低でした。課題や学級での活動にICT、情報通信技術を活用させる指導は中学校では17.9%、平均は51.3%で、小学校が24.4%で、これも最低でした。教員の働き方改革は全く進んでいない現状をこれは如実にあらわしている数字ではないかと思えます。文科省の見解ですと進めようとしている改革の周知が不十分だ、翻って学校現場からは余裕がない現状は簡単には変わらないと不満が出ているとあったのですけれども、教員の働き方改革というのは中央審議会において2017年の8月に緊急提言を発表して、同年の12月には教員の担うべき仕事でそうでない仕事を選別して、中間指針をまとめております。でも、今回のOECDの結果からは成果が上がってはいないように思います。

教員というのは、聖職の名のもとに子供のために献身的に働くことが社会で当たり前なものとなっています。ゆえに、いわゆる滅私奉公を強いられます。学校で教員が社会科公民で労働三法を教えます。当然労働三法の中には労働基準法を教えます。すなわち、みずからの労働者としての権利を教員が侵害されているというふうに社会矛盾が生じています。名古屋大学の准教授の内田良氏の「教員ブラック残業」という本を読みますと、現場の教師が苛酷な残業に

よりぼろぼろになりながら仕事をしている実態が明らかになっています。2016年、文科省が公立小中学校の教員を対象とした教員勤務実態調査では、過労死ライン、月80時間以上の時間外労働を超える教員が小学校では3割、たしか本市では2割ぐらいだったと思います。中学校では6割、本市では4割ぐらいだったと思います。しかも、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というものがあり、これ給特法と言われているのですけれども、これにより教員というのは残業をしていないことになっています。ゆえに、その金額というのは1兆円ほど不払い労働になっております。いわば定額働かせ放題、しかもこういうブラック化が学校で起こっているのです。私も聞き取り調査で現地の教員4名にヒアリングをしてきたのですけれども、どういふうなことが多いかという時間外勤務が常態化している、部活を何とかしてほしい、労働時間に合わない、多忙を解消してほしい、時間外勤務がどんどんふえていると感じる、勤務時間内では同僚と連絡をとり、相談することがままならない、一番異口同音にあったのは仕事の総量を減らしてほしい、いわゆる総量規制をしないと絶対に仕事は減らない、減らないどころか毎年ふえているという意見がありました。そういうふうに時間に余裕のない教育現場で一番私が憂慮するのは、教師というのは誰しも研修や教材研究に時間をかけてよい授業をして、子供に喜ばれることが教師冥利に尽きることなのです。それで学力が上がれば最高の喜びです。実際は教材研究に割く時間がほぼないので、聞いた先生の中には教室に来て初めて教科書を開くというふうなことがあります。私は驚きました。

英語のスクールというものは、ギリシャ語のスコールが由来です。ギリシャ語の原義は、余暇という意味なのです。教育はもともと心の余裕がないとできない。忙しい先生で、小学校だと学校の給食を食べるのに1分か2分で終わって丸つけ、それで連絡帳にメモをする、そういう先生に私は学力向上の能力をつけるというふうなものが非常に厳しいのではな

いかと思います。その点について教育長さんのご認識を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、教育、学校現場の苛酷な就業状況ということについてお答えをいたします。

教師は教職の崇高な使命感により子供たちのためであればどんな長時間でもよしとするという働き方を多くの教員がこれまで行ってきましたけれども、広範囲にわたる業務の増大により授業準備の時間含めて授業に専念できる本来業務の時間がどんどん縮小したり、健康を損なって休職をする教員が増加するなど社会問題化しているわけであります。北海道教育委員会が平成28年度に実施しました教育職員の時間外勤務等に係る実態調査の結果を見ると、夏期よりも多少ゆとりのある11月の調査にもかかわらず、中学校教諭の週の平均労働時間が60時間に迫る結果となっており、看過できない状況にあると捉えております。教員の業務内容を幾つか例に取り上げますと、小学校教員は子供たちが登校してから給食指導も含めて下校までほとんど授業等を担当するなど休憩時間や授業の準備の時間の確保が難しい状況にあります。また、中学校教員は担当する教科の授業に加えて、生徒指導や部活動指導などに時間を要して、小学校教員と同様休憩時間や授業の準備の時間の確保が難しいという状況にあります。このほか、保護者、PTAなどの地域との連携や安全確保等の地域の巡回など教員が担わなければならない業務が多岐にわたっており、新学習指導要領の趣旨に対応した授業構築のための研修や授業等の準備の時間の確保が難しく、本来業務である授業に専念できる環境とは距離がある状況にあるということであります。

このような厳しいこの状況踏まえて、赤平市におきましても昨年度改定された学校の働き方改革、北海道アクションプランに基づき赤平市立学校における業務改善計画を策定し、各学校では長時間勤務の改善に向けて動き出しております。すぐに取り組む

ことができる部活動の活動日と休養日のバランスにつきましても、改善が進みつつあるものの、抜本的な改善のためには国全体の支援体制が必要であると考えております。教職員定数等の増員、あるいは学校教育全般にわたる人的な支援体制が早期に実現することを願っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 学校の教職員の定数が足りないというのはこれ事実なので、一人で複数の教科を受け持っている先生もいらっしゃいます。そういう点は、早期に是正していただけるようお願いいたします。

次の質問、最後の質問なのですが、道教委によると教員採用試験の受験者はここ10年で著しい減少傾向にあるとあるのです。教員採用受験者数は2008年が4,966名で、2019年が3,805名と著しい減少傾向にあります。2018年度は全国60県市の平均倍率は前年度の4.6倍をさらに下回り、4.0倍になりました。北海道はもっと低いのはご存じだと思うのですが、2018年、道教委と札幌市教委における合格者、採用登録者は今年度より443人多い1,937人と過去20年で最多となり、受験倍率は2.3倍まで低下しております。かつてない広き門となっており、道教委では1次試験を東京で受験するように対応策をしていますが、全国的に広き門になると北海道特有の異動、転任時の長距離移動とか厳しい気候、さらに僻地での不便な生活などが重なり、内地からの教員志望動機のボトルネックになることが懸念されます。この傾向が続くと北海道では質の高い教員の確保は困難になる可能性が高いと思います。そうすると、教員の労働者としての待遇改善を北海道は努力して、全国に先駆けて改善していかなければ非常に厳しい状態になると思います。私は待遇改善をして、ブラック化の払拭が喫緊の課題であると思いますが、教育長の考えを伺いたい。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、教職員の待遇改

善ということになるかと思えますけれども、お答えをいたします。

教員採用試験の受験者数の減少は、全国的な傾向でもあり、北海道においても採用倍率が2倍を切るという状況になっております。このところ大学卒業者の就職環境が売り手市場と言われるようになっていくということで、多忙な教職よりも他に魅力的なほかの職業につくということが可能になるということから、教員採用倍率に大きな影響を与えていると推察しております。議員ご指摘の北海道の教員の給与状況ですけれども、全国的な順位で申しますとやっぱり下位にあるということでもあります。給与につきましては、国の方針を受けて北海道が決定するものでありますから、働き方改革とともに国や道の教職員の給与状況の推移を見守ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 教員の意見を聞くと、こういうことなのです。給与はまずいいと。とりあえず時間、余裕が欲しいということ。給与よりも総量規制をして、余裕を持って生徒と触れ合えて、生徒とかかわり合いを持って、そして教材を研究して、いい授業をしたいということなのです。最後にお聞きしますが、赤平市としての独自の働き方改革の緩和についてご見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（多田豊君） 本市としてどんな支援体制ができるのかということになりますけれども、現在茂尻小学校及び豊里小学校に各1名、それから赤間小学校及び赤平中学校に各2名配置しております特別支援教育支援員がおります。これは、市が市費で配置している職員になります。これらを引き続いて配置していくことによって少しでも現場の負担軽減につながればということで当市がやっている措置でございます。ほかにも小さいことがまだあるのかもしれないけれども、さらに考えられることということで想定しておりますのは、授業で使用する教材等の印刷や小テストというか、先生がやるテスト等

の採点業務を手伝うという、そういう仕事の方、支援をする。それから、これらはスクールサポートスタッフというような言い方で考えておりますけれども、そのほかに北海道、道教委が奨励しております北海道公立学校校務支援システムの導入と、こういったことが想定できる、今言えることでございます。市教委としても教員の業務改善を図るためにこれらのご検討をまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 いろいろ細々とはやっていたらしゃるのですけれども、抜本的な解決からはほど遠いし、官庁のほうからは働き方改革だと言うのですけれども、教員では自分だけ早く帰りますとあって、そういう雰囲気ではないので、なかなかできない。そうすると、能動的には自分たちでは働き改革というのはできません。そうすると、やはり働かせ方改革になるのではないかと思うのです。だから、こういう小さな都市からでも声が上がっていくことによってやがて大きな声になって緩和されていくことを望んでおります。

これで以上で私の質問は終わりたいと思います。

○議長（若山武信君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第4 議案第8号赤平市森林環境譲与税基金条例の制定について、日程第5 議案第9号赤平市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、日程第6 議案第10号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第7 議案第11号赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第8 議案第12号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、日程第9 議案第13号赤平市介護保険条例の一部改正について、日程第10 議案第14号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題と

いたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、御家瀬委員長。

**○行政常任委員長（御家瀬遵君）**〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

令和元年6月17日に行政常任委員会に付託されました議案第8号赤平市森林環境譲与税基金条例の制定について、議案第9号赤平市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第10号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第11号赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第12号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、議案第13号赤平市介護保険条例の一部改正について、議案第14号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上7案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、令和元年6月24日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号については、全会一致をもって原案可決と決定した次第であり、議案第14号については、賛成多数をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（若山武信君）** これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。木村議員。

**○3番（木村恵君）**〔登壇〕 ただいま一括議題となっております議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号について賛成の立場で、そして議案第14号に対して反対の立場で討論を行います。

す。

議案第8号、第9号、第10号、第11号、第13号においては、特に反対する理由はありません。

議案第12号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきましても、子育て支援の観点から18歳以下の均等割の減免という制度を設けたということは評価に値すると思ひ、賛成とします。

以下、議案第14号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について反対の理由を述べます。この条例案は、今後も消費税率が上がっていくことを前提として24の関係条例を一括して改定するもので、公共施設の使用料、公営企業の料金など義務ではなく検討が必要とされているものに対して国の円滑かつ適正に増税分を転嫁するようという指導通知に基づく内容となっております。質疑では、主に社会教育施設、スポーツ、集会、観光などの施設の使用料について利用促進や低所得者対策、健康増進といった観点から据え置くべきではないかと指摘をしましたが、その判断は政治的判断であり、最終的には消費者が負担すべきものとして受益者負担の原則に基づき行うという答弁でした。財政的に値上げしなければ施設やサービスを維持できないということであれば、やむを得ない判断と言えるかもしれませんが、赤平市は高齢者が多く、低年金で暮らす市民の方々もいる中で、生きがいを持てる社会参加や楽しみとしている保養センター、健康増進のためのスポーツ施設においても政策的な判断をせず、結果として国の通知に基づき増税分の転嫁を行うことは非常に残念です。10月の増税まで時間もあることから、特に低所得者対策についていま一度立ちどまって考えていただきたいと思ひます。

以上申し上げ、この条例制定に対する反対討論といたします。

**○議長（若山武信君）** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、討論のあった議案第14号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(若山武信君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

次に、議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号について一括採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

---

○議長(若山武信君) 日程第11 議案第16号令和元年度赤平市一般会計補正予算、日程第12 議案第17号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第13 議案第18号令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程第14 議案第19号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第15 議案第20号令和元年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第16 議案第21号令和元年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会、伊藤委員長。

○予算審査特別委員長(伊藤新一君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

令和元年6月17日に予算審査特別委員会に付託されました議案第16号令和元年度赤平市一般会計補正予算、議案第17号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、議案第18号令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算、議案第19号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算、議案第20号令和元年度赤平市水道事業会計補正予算、議案第21号令和元年度

赤平市病院事業会計補正予算、以上6案件につきましては、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、令和元年6月18日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(若山武信君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

---

○議長(若山武信君) 日程第17 議案第22号副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第22号副市長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

伊藤副市長には1期4年間、市長の最高補佐役として市政執行に日夜分かたぬご尽力を賜り、大任を果たしていただいたところでございますけれども、来る7月6日をもちまして任期満了を迎えることになりました。顧みますと、伊藤副市長には昭和58年

8月に赤平市に奉職されてから今日まで36年間の長きにわたり自治体行政一筋にご尽力、ご活躍を賜ったところをごさいます、この間自治体職員として社会福祉課長、商工労政観光課長等の要職を歴任され、その後副市長として今日に至るまで職員の範として多くの責務を全うされ、大変厳しい社会情勢の中で市政にご尽力をいただきました。そのご労苦に対しまして心から感謝と敬意を表する次第でございます。

さて、後任の副市長として下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、永川郁郎、生年月日、昭和36年5月10日、現住所、赤平市東文京町3丁目6番地7でございます。

永川郁郎氏の経歴につきましては、別添の参考資料に記載のとおりでございます、昭和59年5月に赤平市に奉職し、現在あかびら市立病院事務長の要職にあり、今日まで行政の各般にわたり手腕を振るってこられ、豊富な行政経験とその卓越する識見、誠実、温厚な人格は市長の補佐役として責任を十分果たし得る最適任者と考え、提案いたす次第でございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。安藤議員。

○2番（安藤繁君） この件につきまして協議をしたいと思しますので、暫時休憩を求めます。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時27分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第22号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長（若山武信君） 日程第18 議案第23号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第23号監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在監査委員としてご活躍をいただいております早坂忠一氏は、このたび6月30日をもって任期満了となります。早坂忠一氏は、平成27年7月1日付で監査委員に就任され、1期4年間、本市の行政全般にわたり事務の執行に対し常に適切なお指示とご助言を与えられてまいりました。そのご功績に対し深く感謝と敬意を表する次第であります。その後任といたしまして、目黒雅晴氏を選任いたしたく、ここにご提案申し上げるところであります。

議案第23号監査委員の選任につき同意を求めることについて。

赤平市監査委員に下記の者を選任したいので、地

方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を  
求めるものでございます。

記といたしまして、識見を有する者のうちから目  
黒雅晴氏であります。

氏の生年月日、本籍地、現住所並びに経歴につき  
ましては、別紙参考資料のとおりでありまして、昭  
和47年4月から平成20年3月まで赤平市職員として  
奉職、その後図書館長を務められるなど行政の各般  
にわたり手腕を振るってこられました。人格は高潔  
であり、行政のあらゆる分野に精通されております。  
同氏は監査委員として最適任と考えますので、選任  
につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君） 会派で協議いたしたいので、  
暫時休憩をお願いします。

○議長（若山武信君） 暫時休憩といたします。  
(午前11時44分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりま  
す議案第23号については、会議規則第36条第3項の  
規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、委員会の付託を  
省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第23号について採決をいたします。  
本案は、原案どおり決することにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長（若山武信君） 日程第19 議案第24号人権  
擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第24号人権擁  
護委員の推薦につきまして、提案の趣旨をご説明申  
上げます。

菅原千津子氏は人権擁護委員としてご活躍をいた  
だいておりましたが、市外転出により資格喪失され、  
後任の推薦につきまして札幌法務局長から依頼があ  
りましたので、下記の者を推薦いたしたく議会の意  
見を求めるものでございます。

菅原千津子氏につきましては、平成27年4月に就  
任以来基本的人権の擁護、人権思想の普及、高揚を  
図るためご活躍を賜りました。そのご功績に対しま  
して深く感謝と敬意を表するものでございます。

議案第24号人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権  
擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見  
を求めるものでございます。

記といたしまして、浅井幸子、生年月日、昭和30  
年7月25日、現住所、赤平市平岸仲町2丁目43番地  
でございます。なお、任期につきましては本年10月  
1日からでございますが、札幌法務局を経由し、法  
務大臣の任命行為となりますので、本定例会でご意  
見を賜らなければ時間的余裕がございませんこと  
をご理解いただきたいと存じます。

浅井幸子氏の経歴につきましてはお手元の参考資  
料のとおりでございまして、人格、識見とも高く、  
また地域の方々の信望も厚い方で、人権擁護委員と  
して適任と考えますので、よろしくご審議賜ります  
ようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第24号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第20 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書、日程第21 意見書案第2号「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書、日程第22 意見書案第3号信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書、日程第23 意見書案第4号高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書、日程第24 意見書案第5号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書、日程第25 意見書案第6号2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] ただいま一括議題となっている意見書案第1号、第2号及び第4号、第5号、第6号に賛成の立場で、意見書案第3号に反対の立場で討論を行います。

意見書案第3号信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書案、この意見書案、政府統計をめぐる組織的隠蔽、首相官邸の関与などの疑いが解明されておらず、国民の多くが今もなお疑念を抱いている問題で、政府与党の責任は重大だと言えます。この意見書案は、そうした問題に一切触れておらず、全く関係のないEBPMを推進した結果浮かび上がった不適切な取り扱いだったと問題の本質をすりかえた記述がされています。赤平市議会ではことしの3月、第1回定例会で統計不正問題の徹底解明を求める意見書をこれは全会一致で採択しており、いまだにそれが解明されていないということから、賛成できるものではありません。そして、厚労省が統計の不正調査の修正を始めた2018年1月から不正が発覚する12月までの間は、裁量労

働制データ捏造、森友問題の公文書改ざん、外国人労働者のデータ捏造など次々と問題が明らかになった時期です。これらの問題に関しましてもこの意見書案で求めている再発防止策や統計に係る予算、人材、ガバナンスといったさらなる統計改革などでなく、プロセスの解明こそが求められています。徹底解明なくして信頼回復などありません。政府与党は説明責任を果たすべきということを最後に申し上げ、反対討論とします。

○議長（若山武信君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、討論のあった意見書案第3号信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（若山武信君） 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第6号2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（若山武信君） 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第1号、第2号、第4号、第5号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第26 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたしま

す。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（若山武信君） 日程第27 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（若山武信君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年赤平市議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 0時02分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)